

## iFreeレバレッジ NASDAQ100

### 米国の金利による影響

2022年7月1日

#### 👉 お伝えしたいポイント

- ・ レバレッジ相当部分（1倍を超える部分）については米国短期金利の影響を受ける
- ・ 純資産相当（1倍までの部分）については日米の短期金利差の影響を受ける

平素は、『iFreeレバレッジ NASDAQ100』をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

当ファンドはレバレッジ運用を行うにあたり先物取引を利用するため、借入金利に相当する負担があります。改めて当ファンドと金利の関係について整理させていただこうと思います。

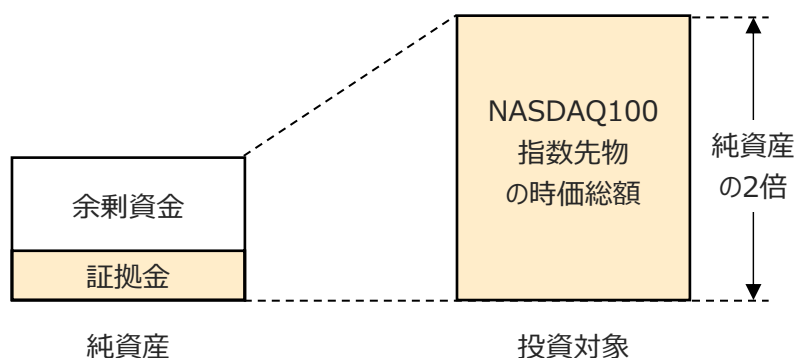
#### ■ 先物取引における理論上の金利負担

当ファンドの純資産部分は

- ① 先物取引を行うために必要な証拠金（通常時で純資産の30%～40%程度）
- ② 純資産から証拠金を差し引いた余剰資金

の二つに分けることができます。

①の証拠金は先物を組み入れる上で必要な物であり、米ドルで差し入れています。②の資金は米国債、円債、キャッシュなどで運用を行っています。それぞれから、米国または日本の金利収入を得ることができます。



先物と現物は

$$\text{先物} + \text{現金} = \text{現物}$$

このような関係にあります。先物取引は、将来の決められた期日に特定の商品と、現在の時点で取り決めた価格で取引することを約束する契約のことです。先物取引は現物取引と異なり、先物の決済日までの間、現金を保有することができるため短期金利での運用を行えば、その分現物取引よりも有利になってしまうため、理論上短期金利分、現物価格よりも先物価格が高くなります。

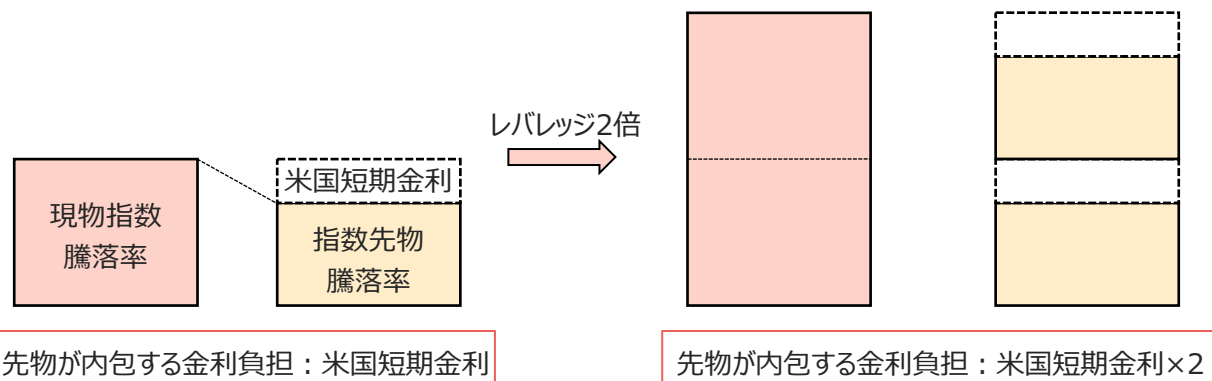
当ファンドは、NASDAQ100指数先物を純資産の2倍程度組み入れることで、日々の基準価額の値動きがNASDAQ100指数の値動きの2倍程度になることを目指していますが、先物価格は短期金利を内包した価格形成になっているため、現物と先物のリターンは短期金利分かい離が起きます。上記の関係性を変換し、簡便的に指数先物の騰落率を表すと

$$\text{NASDAQ100指数先物騰落率} = \text{NASDAQ100指数騰落率} - \text{米国短期金利}$$

となります。当ファンドは、NASDAQ100指数先物を純資産の2倍組み入れているためその騰落率は

$$\text{NASDAQ100指数先物騰落率} \times 2 = (\text{NASDAQ100指数騰落率} - \text{米国短期金利}) \times 2$$

となり、短期金利の影響も2倍受けることになります。



当ファンドは2倍のレバレッジをかけているため、先物への短期金利の影響は純資産の2倍となる一方で原資は1倍分しかありません。純資産部分の余剰資金と証拠金で1倍分の金利収入を得ることが可能ですが、先物への短期金利の影響全てを相殺することはできません。

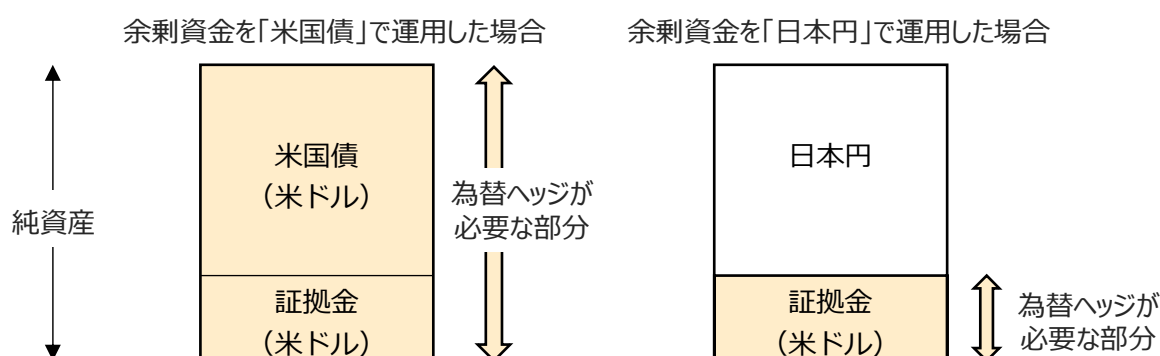
#### Q 金利負担は運用報告書などで確認できますか？

金利負担はファンドに追加的に計上されるコストではなく、先物価格に内包されているため、現状確認できる開示資料はございません。

## 為替ヘッジによる影響

### (円短期金利が変化せず) 米国短期金利が上昇すると、為替ヘッジコストが上昇

当ファンドは保有している米ドル資産と同額程度の米ドルを売りヘッジすることで、米ドル円の為替変動による影響を低減しております。余剰資金を米国債で運用した場合は、米国債部分と証拠金部分を合計した金額分ヘッジを行います。円債で運用した場合は証拠金部分のみヘッジを行います。



為替ヘッジにかかるコストは、理論的には「米ドルの短期金利と日本円の短期金利の差」となります。そのため、米ドルの短期金利のみが上昇した場合、為替ヘッジコストが増加します。余剰資金の運用方法によって「得られる米短期金利収入」と「かかる為替ヘッジコスト」の額は変化しますが、どちらの場合も理論上は最終的に

$$\frac{\text{米ドル金利} \times \text{米ドル資産割合} + \text{円金利} \times \text{円資産割合}}{\text{得られる金利}} - \frac{(\text{米ドル金利} - \text{円金利}) \times \text{米ドル資産割合}}{\text{ヘッジコスト}} = \text{円金利}$$

となり、純資産分の金利収入は得られるものの、為替ヘッジを行っていることでヘッジコストと相殺されてしまいます。ただし実際は、各通貨の見通しや需給などの状況によっては、外貨の調達に対する上乗せ金利（ベースス）が発生し、為替ヘッジコストは得られる金利収入より高くなる傾向があります。

## 余剰資金の運用方法

余剰資金の運用につきましては、米国の金利収入だけに目を向けると、資金全てを米国債に投資することで、証拠金部分と合わせて純資産の1倍程度までの米国の金利収入を得ることは可能となりますが、投資環境、取引コスト、ヘッジコスト等との兼ね合いを勘案し、最適な結果となるよう余剰資金の運用に努めています。

なお、余剰資金運用に使用する資産は下表を基本方針としており、足下では円資産での運用が有利と考え、米ドル資産は最低限の証拠金のみとしております。また、円資産は現状の金利水準を勘案し、コールローン等で運用しております。

| 為替ヘッジコストの理論値とのかい離  | 理論値とのかい離要因    | 余剰資金の対象通貨 |
|--------------------|---------------|-----------|
| 米ドル短期金利 > 為替ヘッジコスト | 米ドル需要が円需要を下回る | 米ドル資産     |
| 米ドル短期金利 < 為替ヘッジコスト | 米ドル需要が円需要を上回る | 円資産       |

## ■ ご参考1：先物価格への影響

$$\text{先物理論価格} = \text{現物価格} \times \left[ 1 + (\text{短期金利} - \text{配当利回り}) \times \frac{\text{決済までの日数}}{360^{※1}} \right]$$

例として、2022年6月末時点でのNASDAQ100指数先物の理論価格を計算してみます。

【2022年6月末時点】

・NASDAQ100指数：11,503.72

・NASDAQ100指数先物：11,529.50

・米短期金利<sup>※2</sup>：1.997%（年率）

・配当利回り：0.94%（年率）

・決算までの日数：77日

$$\text{先物理論価格} = 11,503.72 \times \left[ 1 + (0.01997 - 0.0094) \times \frac{77}{360} \right] = 11,529.73$$

となり、決済まで77日の時点では短期金利分、現物価格よりも高くなります。この価格差は決済日に近づくほど小さくなっていき、決済日当日（決済までの日数＝0）に『先物理論価格＝現物価格』となります。仮に残り77日間、現物価格が不変だった場合、77日間で金利分だけ先物価格が下落することになります。短期金利が上昇することで先物理論価格は上昇し、決済日当日までの下落幅は大きくなります。一般的には、この下落分は保有している現金を短期金利で運用することで相殺することができます。

※1：日本では通常1ヶ月をその月の日数のまま計算しますが、米国の証券業協会では1ヵ月を30日として計算する方式がとられています。

※2：米国短期金利は、SOFR（担保付翌日物調達金利）を線形補完し77日時点の数値を用いています。

## ■ 参考2：金利影響の具体例

金利の影響に注目した理論上の騰落率を簡便的に計算したものです。このほかにパフォーマンスに与える影響としては、「先物の売買コスト」、「証拠金の保管コスト」、「指数変動による効果※」などが考えられます。

$$\begin{aligned}
 &\bullet \text{NASDAQ100指数先物騰落率} = \text{NASDAQ100指数騰落率} - \text{米短期金利} \\
 &\bullet \text{得られる金利} = \text{米短期金利} \times \text{証拠金比率} + \text{円短期金利} \times \text{日本円比率} \\
 &\bullet \text{ヘッジコスト} = (\text{米短期金利} - \text{円短期金利}) \times \text{証拠金比率} \\
 \\ 
 &\bigcirc \text{iFreeレバレッジNASDAQ100騰落率} \\
 &= \text{NASDAQ100指数先物騰落率} \times 2 + \text{得られる金利} - \text{ヘッジコスト} - \text{信託報酬}
 \end{aligned}$$

※一般に、指数が上昇・下落を繰り返しながらボックス圏で動いた場合にはファンドリターンを押下げる要因になり、上昇・下落のトレンドが出た際にはファンドリターンを押上げる要因になります。

## ■ 実際のNASDAQ100指数（配当込み）とNASDAQ指数先物の騰落率差

|       | NASDAQ100指数<br>(配当込み) | NASDAQ100<br>指数先物 | NASDAQ100指数<br>(配当込み)<br>騰落率 | NASDAQ100<br>指数先物<br>騰落率 | 現物と先物の<br>騰落率差 | (参考)<br>年末時点の<br>米国短期金利 |
|-------|-----------------------|-------------------|------------------------------|--------------------------|----------------|-------------------------|
| 2000年 | 2,343.85              | 2,374.50          | -36.82%                      | -40.58%                  | -3.76%         | 5.90%                   |
| 2001年 | 1,579.37              | 1,583.50          | -32.62%                      | -35.67%                  | -3.05%         | 1.73%                   |
| 2002年 | 986.72                | 987.00            | -37.52%                      | -38.72%                  | -1.19%         | 1.19%                   |
| 2003年 | 1,475.03              | 1,471.00          | 49.49%                       | 47.59%                   | -1.90%         | 0.92%                   |
| 2004年 | 1,633.53              | 1,628.50          | 10.75%                       | 9.20%                    | -1.55%         | 2.21%                   |
| 2005年 | 1,664.48              | 1,659.00          | 1.89%                        | -1.34%                   | -3.24%         | 4.07%                   |
| 2006年 | 1,785.66              | 1,775.00          | 7.28%                        | 2.09%                    | -5.19%         | 5.01%                   |
| 2007年 | 2,129.17              | 2,104.75          | 19.24%                       | 13.19%                   | -6.05%         | 3.24%                   |
| 2008年 | 1,244.00              | 1,212.50          | -41.57%                      | -43.21%                  | -1.64%         | 0.08%                   |
| 2009年 | 1,923.39              | 1,858.75          | 54.61%                       | 53.96%                   | -0.66%         | 0.05%                   |
| 2010年 | 2,310.84              | 2,216.00          | 20.14%                       | 19.71%                   | -0.43%         | 0.12%                   |
| 2011年 | 2,395.40              | 2,274.50          | 3.66%                        | 3.31%                    | -0.35%         | 0.01%                   |
| 2012年 | 2,834.97              | 2,655.25          | 18.35%                       | 17.78%                   | -0.57%         | 0.04%                   |
| 2013年 | 3,881.55              | 3,583.75          | 36.92%                       | 35.91%                   | -1.00%         | 0.07%                   |
| 2014年 | 4,634.71              | 4,232.75          | 19.40%                       | 18.89%                   | -0.51%         | 0.04%                   |
| 2015年 | 5,086.63              | 4,587.75          | 9.75%                        | 9.07%                    | -0.68%         | 0.16%                   |
| 2016年 | 5,456.64              | 4,864.00          | 7.27%                        | 6.56%                    | -0.71%         | 0.50%                   |
| 2017年 | 7,256.87              | 6,408.75          | 32.99%                       | 30.94%                   | -2.05%         | 1.38%                   |
| 2018年 | 7,259.55              | 6,333.25          | 0.04%                        | -2.59%                   | -2.63%         | 2.35%                   |
| 2019年 | 10,123.98             | 8,752.25          | 39.46%                       | 36.42%                   | -3.03%         | 1.54%                   |
| 2020年 | 15,072.29             | 12,885.50         | 48.88%                       | 47.83%                   | -1.05%         | 0.06%                   |
| 2021年 | 19,217.94             | 16,320.75         | 27.51%                       | 26.90%                   | -0.60%         | 0.03%                   |

(出所) ブルームバーグ

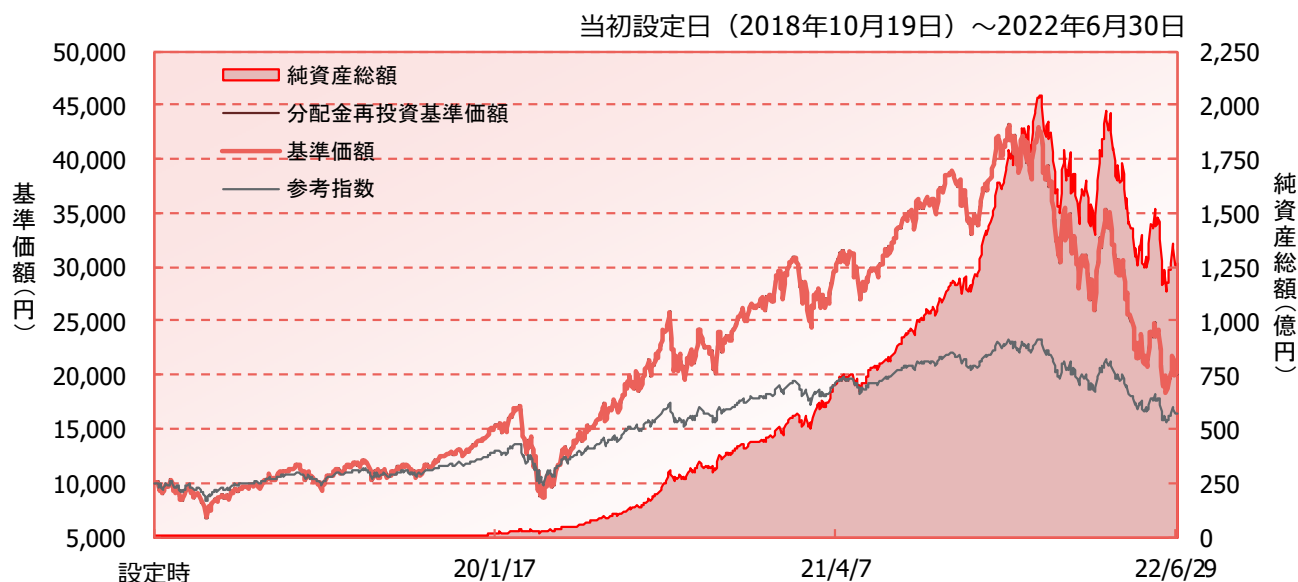
※先物騰落率はロールオーバー時における限月間の価格差を考慮した数字になっており、  
単純な先物価格の騰落率とは異なります

※米国短期金利は各年末時点での3ヵ月ジェネリック米国債利回り

## ■ 基準価額・純資産の推移（2022年6月30日現在）

2022年6月30日現在

|       |          |
|-------|----------|
| 基準価額  | 20,057 円 |
| 純資産総額 | 1,261億円  |



※「分配金再投資基準価額」は、分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものです。

※基準価額の計算において、運用管理費用（信託報酬）は控除しています（後述のファンドの費用をご覧ください）。

※参考指数はNASDAQ100指数（米ドルベース）です。

※参考指数は当ファンドのベンチマークではありませんが、参考のため掲載しています。

※グラフ上の参考指数は、グラフの起点時の基準価額に基づき指数化しています。

※上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。



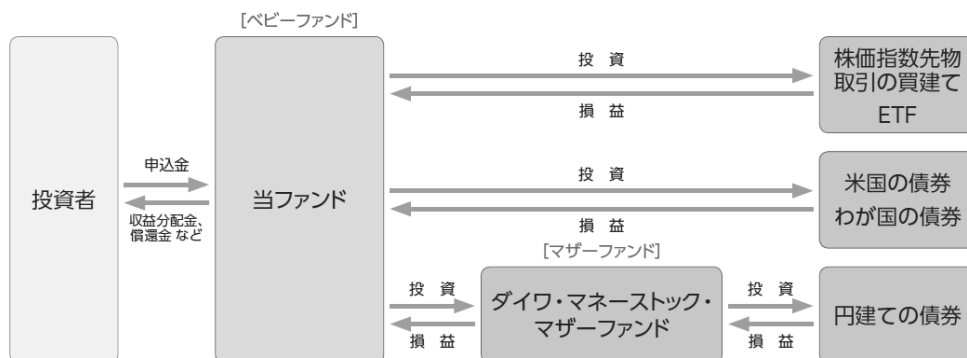
## I ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

日々の基準価額の値動きがNASDAQ100 指数（米ドルベース）の値動きの2倍程度となることをめざします。

### ファンドの特色

1. 株式の組入総額と株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、原則として信託財産の純資産総額の2倍程度になるように調整します。
2. 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。  
※ ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。  
※ 為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。
3. 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。



### ●NASDAQ100指数について

NASDAQ100指数は、米国のナスダック市場に上場している時価総額の大きい非金融業100社の株式で構成される株価指数です（対象銘柄には、米国以外の企業の株式を含みます）。指数の計算方法は、調整済時価総額加重平均方式です。定期的な採用銘柄の入替は毎年12月に行なわれますが、それ以外に、臨時に入替えが行なわれることがあります。

NASDAQ100指数は、1985年1月31日以降継続して算出され、現在の指数値は算出開始時の値を125として計算されています。なお、NASDAQ100指数は、ナスダック市場の全銘柄で構成されるNASDAQ総合指数(NASDAQ Composite Index)とは異なる指数です。

当ファンドは、Nasdaq, Inc. またはその関連会社（以下、Nasdaq, Inc. およびその関連会社を「株式会社」と総称します。）によって、支援、推奨、販売または販売促進されるものではありません。株式会社は、ファンドの合法性もしくは適合性について、または当ファンドに関する記述および開示の正確性もしくは妥当性について認定するものではありません。株式会社は、当ファンドの保有者または公衆一般のいかなる者に対しても、一般的な証券投資または特に当ファンドへの投資についての妥当性や、NASDAQ-100 Indexの一般的な株式市況への追従可能性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明もしくは保証も行ないません。株式会社と大和アセットマネジメント株式会社との関係は、Nasdaq®およびNASDAQ-100 Indexの登録商標ならびに株式会社の一定の商号について使用を許諾すること、ならびに、大和アセットマネジメント株式会社または当ファンドとは無関係に、ナスダックが決定、構築および算出を行なうNASDAQ-100 Indexの使用を許諾することに限られます。ナスダックは、NASDAQ-100 Indexの決定、構築および計算に関し、大和アセットマネジメント株式会社または当ファンドの保有者の要望を考慮する義務を負いません。株式会社は、当ファンドの発行に関してその時期、価格もしくはその数量の決定について、または当ファンドを換金する際の算式の決定もしくは計算についての責任を負っておらず、また関与をしていません。株式会社は、NASDAQ-100 Indexとそれに含まれるデータの正確性および中断されない算出を保証しません。株式会社は、NASDAQ-100 Indexまたはそれに含まれるデータの利用により、大和アセットマネジメント株式会社、当ファンドの保有者またはその他いかなる者もしくは組織に生じた結果についても、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行ないません。株式会社は、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行なわず、かつNASDAQ-100 Index®またはそれに含まれるデータの利用に関する、特定の目的または利用のための市場商品性または適合性については、いかなる保証についても明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合においても、株式会社は、いかなる逸失利益または特別、付随的、懲罰的、間接的もしくは派生的損害や損失について、たとえもし当該損害等の可能性につき通知されていたとしても、何らの責任も負いません。

※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「ファンドの目的・特色」をご覧ください。

## 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

「株価指数先物取引の利用に伴うリスク」、「価格変動リスク・信用リスク（株価の変動、公社債の価格変動）」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「その他（解約申込みに伴うリスク等）」

※NASDAQ100 指数が上昇・下落を繰返した場合には、当ファンドの基準価額は時間の経過とともに押下げられることとなります。

※レバレッジ倍率に比した高リスク商品であり、初心者向けの商品ではありません。

※長期に保有する場合、対象資産の値動きに比べて基準価額が大幅に値下がりすることがあるため、そのことについてご理解いただける方に適しています。

※ファンド保有期間が 2 日以上の場合の投資成果は、通常「2 倍程度」になるわけではありません。

※当ファンドはレバレッジ運用を行なうにあたり先物取引を利用するため、借入金利に相当する負担があります。そのため、長期に保有する場合、金利負担が累積されます。

日々の基準価額の値動きは、米国の株式市場の値動きの「ちょうど2倍」になるとはかぎりません。その主な要因は次のとおりです。

- イ. 米国の株式市場の値動きと、利用する株価指数先物の値動きとの差
- ロ. 株価指数先物取引の約定価格と終値の差
- ハ. 株価指数先物取引をロールオーバーする過程における、限月の異なる先物間の価格差の変動
- ニ. 運用管理費用（信託報酬）、監査報酬、売買委託手数料等の負担
- ホ. 株価指数先物の流動性が低下した場合における売買対応の影響
- ヘ. 株価指数先物の最低取引単位の影響
- ト. 配当利回りと短期金利の差  
※将来の米国の金利水準によっては、さらに乖離が拡大する場合があります。
- チ. 為替変動により、株価指数先物取引の買建ての額を円に換算した額が、目標としている額から乖離することにより、目標とする投資成果が達成できない場合があること

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「投資リスク」をご覧ください。



## ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用      |                                    |                                                                           |
|---------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
|                     | 料率等                                | 費用の内容                                                                     |
| 購入時手数料              | 販売会社が別に定める率<br>〈上限〉 2.2% (税抜 2.0%) | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。                                    |
| 信託財産留保額             | ありません。                             | —                                                                         |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                                    |                                                                           |
|                     | 料率等                                | 費用の内容                                                                     |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)    | 年率 0.99%<br>(税抜 0.9%)              | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。                              |
| その他の費用・<br>手数料      | (注)                                | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 |

(注)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせください。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場投資信託証券は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「手続・手数料等」をご覧ください。

## 基準価額の値動きについて

1 ファンド保有期間が2日以上の場合の投資成果は、通常「2倍程度」になるわけではありません。以下の【例1】および【例2】をご参照下さい。

【例1】 翌日にNASDAQ100指数が10%下落し、翌々日にNASDAQ100指数が10%上昇した場合

|             | 基準日 | 翌日(前日比)    | 翌々日(前日比)   | 翌々と基準日の比較 |
|-------------|-----|------------|------------|-----------|
| NASDAQ100指数 | 100 | 90<br>-10% | 99<br>+10% | -1%       |
| 当ファンドの基準価額  | 100 | 80<br>-20% | 96<br>+20% | -4%       |

◇「翌々日」と「基準日」とを比較し、  
当ファンドの基準価額は  $(96 - 100) \div 100 = -4\%$  であり、  
NASDAQ100指数の値動き  $(99 - 100) \div 100 = -1\%$  の2倍とはなっていません。

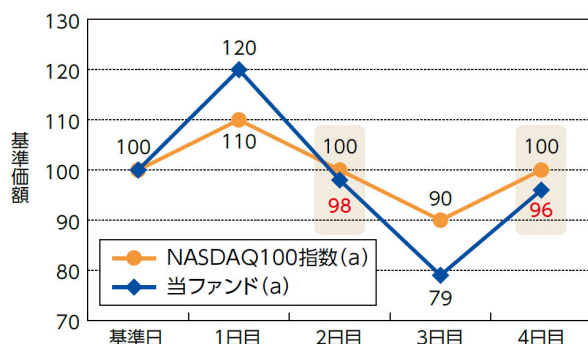
【例2】 翌日にNASDAQ100指数が10%上昇し、翌々日にNASDAQ100指数がさらに10%上昇した場合

|             | 基準日 | 翌日(前日比)     | 翌々日(前日比)    | 翌々と基準日の比較 |
|-------------|-----|-------------|-------------|-----------|
| NASDAQ100指数 | 100 | 110<br>+10% | 121<br>+10% | +21%      |
| 当ファンドの基準価額  | 100 | 120<br>+20% | 144<br>+20% | +44%      |

◇「翌々日」と「基準日」とを比較し、  
当ファンドの基準価額は  $(144 - 100) \div 100 = 44\%$  であり、  
NASDAQ100指数の値動き  $(121 - 100) \div 100 = 21\%$  の2倍とはなっていません。

2 一般に、NASDAQ100指数が上昇・下落をしながら動いた場合には、基準価額は押下げられることになります。以下の【例1】および【例2】をご参照下さい。

【例1】 NASDAQ100指数が±10の範囲で上昇・下落を繰返した場合



左図の「2日目」、「4日目」において「NASDAQ100指数(a)」は「基準日」と同じ「100」ですが、「当ファンド(a)」はそれぞれの時点において「100」以下となっています。このように、「NASDAQ100指数(a)」が上昇・下落を繰返した場合には、「当ファンド(a)」の基準価額は時間の経過とともに押下げられることとなります。

※上記グラフにおいて示される各数値は、小数点以下を四捨五入して算出した値です。

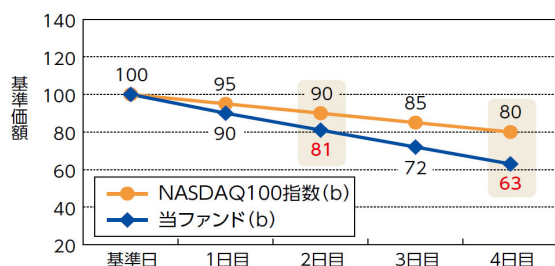
※上記は、基準価額の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意下さい。

## 基準価額の値動きについて

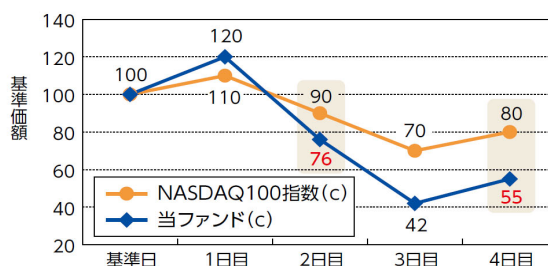
【例2】

NASDAQ100指数が  
「(1)一方的に推移した場合」および「(2)上昇・下落しながら次第に推移していった場合」

(1-1) 一方的に下落した場合



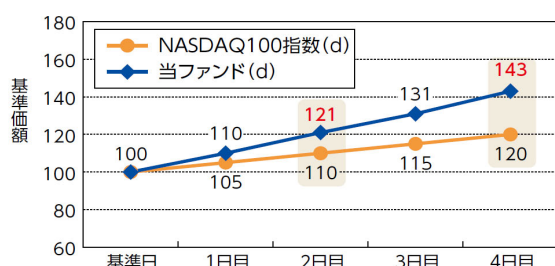
(2-1) 上昇・下落しながら次第に下落していった場合



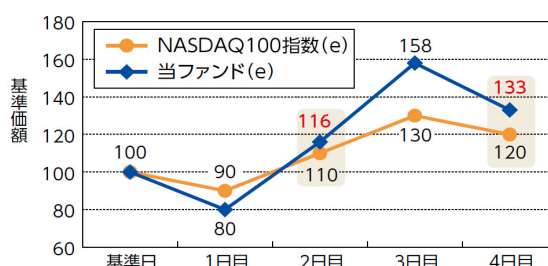
|                           |           | 基準日 | 2日目 | 4日目 |
|---------------------------|-----------|-----|-----|-----|
| NASDAQ100指数               |           | 100 | 90  | 80  |
| (1) 一方的に下落した場合            | 当ファンド (b) | 100 | 81  | 63  |
| (2) 上昇・下落しながら次第に下落していった場合 | 当ファンド (c) | 100 | 76  | 55  |

(1-1)、(2-1) の「2日目」、「4日目」において、「NASDAQ100指数 (b)」および「NASDAQ100指数 (c)」はそれぞれ「90」、「80」で同じですが、「NASDAQ100指数 (b)」に対応する「当ファンド (b)」と「NASDAQ100指数 (c)」に対応する「当ファンド (c)」では、「当ファンド (b)」の方が高い水準となっています。このように、NASDAQ100指数が一方的に下落する場合と上昇・下落を繰り返しながら次第に下落する場合とでは、最終的にNASDAQ100指数が同じ水準になったとしても、上昇・下落をしながら次第に下落した場合の基準価額が押下げられることとなります。

(1-2) 一方的に上昇した場合



(2-2) 上昇・下落しながら次第に上昇していった場合



|                           |           | 基準日 | 2日目 | 4日目 |
|---------------------------|-----------|-----|-----|-----|
| NASDAQ100指数               |           | 100 | 110 | 120 |
| (1) 一方的に上昇した場合            | 当ファンド (d) | 100 | 121 | 143 |
| (2) 上昇・下落しながら次第に上昇していった場合 | 当ファンド (e) | 100 | 116 | 133 |

(1-1)、(2-1)と同様に、NASDAQ100指数が一方的に上昇する場合と上昇・下落を繰り返しながら次第に上昇する場合とでは、最終的にNASDAQ100指数が同じ水準になったとしても、上昇・下落をしながら次第に上昇した場合の基準価額が押下げられることとなります。

※上記グラフにおいて示される各数値は、小数点以下を四捨五入して算出した値です。

※上記は、基準価額の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意ください。

設定・運用：

**大和アセットマネジメント**

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号  
一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

加入協会

### 当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメント株式会社が作成したものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。記載する投資判断は現時点のものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- 当資料中で個別企業名が記載されている場合、あくまでも参考のために掲載したものであり、各企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証するものではありません。
- 分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## iFreeレバレッジ NASDAQ100 取扱い販売会社

| 販売会社名（業態別、50音順）<br>（金融商品取引業者名）          |          | 登録番号             | 加入協会    |                         |                         |                            |
|-----------------------------------------|----------|------------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
|                                         |          |                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商<br>品取引業協会 |
| 株式会社イオン銀行                               | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第633号  | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社紀陽銀行                                | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第8号    | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社新生銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社) | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| スルガ銀行株式会社                               | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第8号    | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社中国銀行                                | 登録金融機関   | 中国財務局長(登金)第2号    | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社東邦銀行                                | 登録金融機関   | 東北財務局長(登金)第7号    | ○       |                         |                         |                            |
| PayPay銀行株式会社                            | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第624号  | ○       | ○                       |                         |                            |
| auカブコム証券株式会社                            | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号   | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| SMBC日興証券株式会社                            | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2251号 | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| 株式会社SBI証券                               | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号   | ○       | ○                       |                         | ○                          |
| OKB証券株式会社                               | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第191号  | ○       |                         |                         |                            |
| 岡三証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第53号   | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| ぐんぎん証券株式会社                              | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2938号 | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社CONNECT                             | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3186号 | ○       |                         |                         |                            |
| GMOクリック証券株式会社                           | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第77号   | ○       | ○                       |                         | ○                          |
| 大和証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第108号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| 立花証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第110号  | ○       | ○                       |                         |                            |
| 中銀証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第6号    | ○       |                         |                         |                            |
| フィデリティ証券株式会社                            | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第152号  | ○       |                         | ○                       |                            |
| 松井証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号  | ○       | ○                       |                         |                            |
| マネックス証券株式会社                             | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| むさし証券株式会社                               | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第105号  | ○       |                         |                         | ○                          |
| LINE証券株式会社                              | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3144号 | ○       | ○                       |                         |                            |
| 楽天証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。